公　　示　　日：2023 年 11 月 22 日（水）
調達管理番号：23a00760
国　　名：ニカラグア国
担 当 部 署：人間開発部保健第一グループ保健第一チーム
調 達 件 名：ニカラグア国乳がん早期発見アドバイザー業務
適用される契約約款：
・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１） 担当業務　：乳がん早期発見アドバイザー
（２） 格　付　　：2 号
（３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2024 年 2 月中旬から 2026 年 2 月中旬
（２）業務人月：9.3
（３）業務日数：
・ 第 1 次 準備業務 3 日、現地業務 40 日、整理業務 2 日
・ 第 2 次 準備業務 2 日、現地業務 40 日、整理業務 2 日
・ 第 3 次 準備業務 2 日、現地業務 40 日、整理業務 2 日
・ 第 4 次 準備業務 2 日、現地業務 40 日、整理業務 2 日
・ 第 5 次 準備業務 2 日、現地業務 40 日、整理業務 2 日
・ 第 6 次 準備業務 2 日、現地業務 40 日、整理業務 3 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

（４）前金払の制限
本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額

を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の２０％を限度とする。

２）第２回（契約締結後 13 ヵ月以降）：契約金額の２０％を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部

（２） 見 積 書 提 出 部 数：1 部

（３） 提 出 期 限：2023 年 12 月 6 日（水）（12 時まで）

（４） 提 出 方 法：電子データのみ

➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2023 年 12 月 15 日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16 点
②業務実施上のバックアップ体制	4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40 点
②対象国・地域での業務経験	8 点
③語学力	16 点
④その他学位、資格等	16 点
	（計 100 点）

類似業務経験の分野	保健医療に係る各種業務（乳がんに係る各種業務経験を高く評価する。）
対象国及び類似地域	ニカラグア及び中南米地域
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：特になし

6. 業務の背景

ニカラグア共和国（以下、「当国」という。）では、「国家がん対策計画（2021-2025）」において「回避可能ながん死亡率の低減」を戦略の一つとして掲げ、家族・地域保健モデル[1]（Modelo de Salud Familiar y Comunitario、以下、「MOSAFC」という）を通じてがん死亡率の低減を進めている。当国での過去 20 年間の主な死因は急性心筋梗塞（20%）、続いてがん（19%）である。女性のがんによる死亡者数では、2021 年

[1] 医療サービスが十分に行き届かない地域において、地域の医療関係者をネットワーク化し、住民のニーズの把握や保健サービスへの改善を図るプライマリーヘルスケア（PHC）の基礎となる地域保健モデルのこと。

には乳がん(279 人)がトップであり、子宮頸がん(228 人)がこれに続いた。乳がんについては、2019 年と比較して 35%増加しており、対策が講じられない場合、今後も増加傾向が続くと推察される。このため、当国政府は「貧困対策と人間開発のための国家計画(2022-2026)」において、50 歳以上の女性を対象に年間 80,000 件のマンモグラフィーによる乳がんの検診を目標としている。

婦人科がんは、定期的な検診による早期発見が可能であり、また、早期治療による予後が良好であることから、当国政府は地域保健システムを通じて婦人科がんの定期検診の促進に取り組んでいる。当国では、子宮頸がんにおける検診体制が既に体系化され、一定の成功を収めている一方で、乳がんの検診体制はまだ整備されていない。2021 年のマンモグラフィー検査の実施件数 41,071 件は年間目標の 50%に過ぎず、このうち 50 歳以上の女性に対する検査の実施は 51.3%に留まっている。

このように乳がんの早期発見への検診体制が整備されていないことにより、当国の乳がん患者の半数以上がステージ後期で診断され、近隣諸国と比べて死亡率が高い要因の一つとなっている。このため、当国保健省は、子宮頸がん検診を受診する女性を体系的に乳がん検診に取り込む方針を定めている。

当国保健省が直面している乳がん早期発見における課題として以下の 3 つが挙げられる。1)マンモグラフィーや超音波などの必要な医療機器の不足と老朽化、2)女性のセルフチェックと積極的な検診への参加を促進し、症状の早期発見、適切な検査とタイムリーな治療の提供につなげる仕組みが機能していないこと、3)婦人科医、乳房研究を専門とする放射線科医、X 線技師などの専門家の不足。

課題 1)及び 3)に関しては、保健省の自己資金によって 11 台のマンモグラフィーを調達しており、また、婦人科 - 腫瘍科の専門医のトレーニングを通じて、乳がんの早期発見プロセスの強化に取り組んでいる。課題 2)については、当国には乳がんの啓発、検診、治療にかかる基本的な規定はあるものの、医療スタッフの間で十分に普及しておらず、適切に実施されていないことが原因となっている。その結果、乳がんの疑いがある女性の初診・臨床検査及びマンモグラフィーの受診までに時間を要し、更に地域保健システムによる患者に対する治療及び経過観察への支援が十分になされていない。

これらの背景の下、本案件は地域住民に最も近い場所にいる一次医療従事者の乳がん対策に係る能力強化を図り、それら医療従事者を通じた啓発活動により、地域住民の乳がんに係る知識を向上させる取り組みである。具体的には、セルフチェックや検診に対する意識向上に加え、乳がん疑い時には確実にマンモグラフィーの検

診につなぐリファラル体制の強化、そして乳がんに係る意識が改善し、乳がん検診率の向上に貢献するものと期待できる。

なお、技術協力「家庭・地域保健モデル強化を通じたプライマリ・ヘルス・ケアの改善プロジェクト」を実施中であり、プロジェクトが進めるMOSAFC強化手法は、将来的に全国展開される予定であり、同手法でも乳がんを含む母子保健・非感染性疾患への取り組みも期待され、相乗効果が見込まれる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ニカラグア保健省をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、保健省保健サービス総局及びパイロット地域保健管区を主要な関係者とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、C/Pが進める乳がんに係る一次医療従事者向けの実践ガイドブックの策定及び実践に関する技術的指導・助言を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2024年2月中旬～2024年2月中旬）

① 既存のJICA報告書、他ドナー報告書、ニカラグア政府作成の関連報告書等を参照し、ニカラグアにおけるこれまでの乳がん関連活動の内容及び保健医療体制について把握する。また、これまで日本が実施してきた他国での類似プロジェクトにおける乳がんに係る活動（特に「国家乳がん早期発見プログラム改善プロジェクト」）の概要を把握・分析する。

② ニカラグア政府及び関連機関が作成した保健分野における政策文書や資料を確認し、本業務がニカラグア政府の政策及び方針においてどのような位置付けにあるかを確認し、取り組むべき活動の検討、優先順位の整理を行う。

③ 資料の分析、課題の整理を踏まえた上で、JICA人間開発部及びニカラグア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

④ ワークプラン（和文・西文）を作成しJICA人間開発部による確認ののち提出する。併せて、ニカラグア事務所にもデータを送付する。

（２） 第1次現地業務（2024年2月下旬～2024年3月下旬）

① 現地業務開始時に、JICAニカラグア事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② 乳がんの活動推進に係るニカラグア政府の組織体制（人員、業務所掌、予算、活動計画）及び実施能力を確認する。

③ ニカラグア保健セクターの基礎情報及び病院の乳がんに対する検査・診断・治療体制やモニタリング等に関する取り組み状況を整理するため、C/P へヒアリングを実施する。

④ C/P と共に、乳がん早期発見に取り組む医療施設、他ドナー等から、医療施設における乳がん早期発見に関する活動の進捗・導入・定着に係る取り組み状況及び体制について情報収集し、現状把握・課題分析を行う。

⑤ C/P と共に、乳がんの疑いのある症例の早期発見、ケア及びリファラルに関連する既存の文書(規制、プロトコル、資料及び教育マニュアル) をレビューしし、分析する。

⑥ パイロット地域保健管区と協同して、乳がんの啓発や、疑いのある症例へのケア、リファラルの関する規制について、課題とグッドプラクティスを特定する。

⑦ 1 次現地業務結果報告書（和文・西文）を JICA ニカラグア事務所、 C/P へ提出し、現地業務結果を報告の上、第 2 次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

（３） 第 1 次整理業務（2024 年 3 月下旬）

第 1 次現地業務の現地業務結果報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

（４） 第 2 次準備業務（2024 年 5 月下旬）

第 2 次現地業務にかかるワークプラン（和文・西文）を作成、人間開発部による確認の後提出する。併せて、ニカラグア事務所にもデータを送付する。

（５）第 2 次現地業務（2024 年 6 月上旬～2024 年 7 月上旬）

①現地業務開始時に、JICA ニカラグア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

②上記（２）⑤⑥を踏まえ、パイロット地域保健管区及び保健省と共に、実践ガイドブックに含むトピックと内容を協議し、決定する。

③パイロット地域保健管区及び保健省と共に、一次医療従事者向けの教訓的かつ分かりやすい実践ガイドブックを策定し、完成を支援する。

④第 3 次現地業務期間で実施する実践ガイドブックの内容に関する研修について、研修実施のための計画を立案する。その際、C/P の主体性が確保され

るよう留意すること。

⑤現地業務完了に際し、第 2 次現地業務結果報告書（西文）を JICA ニカラグア事務所、C/P 機関に提出し報告する。現地業務結果を報告の上、第 3 次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

（６）第 2 次整理業務（2024 年 7 月上旬）

第 2 次現地業務の現地業務結果報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

（７）第 3 次準備業務（2024 年 9 月下旬）

第 3 次現地業務にかかるワークプラン（和文・西文）を作成、人間開発部による確認の後提出する。併せて、ニカラグア事務所にもデータを送付する。

（８）第 3 次現地業務（2024 年 10 月上旬～11 月上旬）

①現地業務開始時に、JICA ニカラグア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

②第 2 次現地業務で策定した実践ガイドブックを踏まえ、パイロット地域の C/P による一次医療従事者を対象とした実践ガイドブックの内容に関する研修実施を支援する。

③ 上記（８）②の研修を踏まえ、以下のプロセスにより、実践ガイドブックの完成を支援する。

ア）研修に参加した医療スタッフのフィードバックを把握・確認する。

イ）上記ア）を踏まえ、上記ガイドブック等の課題と改善の方向性について、C/P と検討する。

ウ）上記検討を踏まえ、パイロット地域保健管区の医療スタッフによって実践ガイドブックの内容が検証・改訂される。

④現地業務完了に際し、第 3 次現地業務結果報告書（和文・西文）を JICA ニカラグア事務所、C/P 機関に提出し報告する。現地業務結果を報告の上、第 4 次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

（９）第 3 次整理業務（2024 年 11 月上旬）

第 3 次現地業務の現地業務結果報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

（１０）第 4 次準備業務（2025 年 1 月下旬）
第 4 次現地業務にかかるワークプラン（和文・西文）を作成、人間開発部による確認の後提出する。併せて、ニカラグア事務所にもデータを送付する。

（１１）第 4 次現地業務（2025 年 2 月上旬～2025 年 3 月上旬）
①現地業務開始時に、JICA ニカラグア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
②第 3 次現地業務までに検証された実践ガイドブックを審査し、保健省保健サービス総局が省としての承認を得ることを支援する。
③第 5 次現地業務で実施する全国規模での実践ガイドブック普及のための全国セミナーを、C/P とともに計画を立案し、実施に向けて準備・調整する。その際、C/P の主体性が確保されるよう留意すること。
④現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む第 4 次現地業務結果報告書（和文・西文）を JICA ニカラグア事務所、C/P 機関に提出し、報告する。

（１２）第 4 次整理業務（2025 年 3 月上旬）
第 4 次現地業務の現地業務結果報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

（１３）第 5 次準備業務（2025 年 6 月下旬）
第 5 次現地業務にかかるワークプラン（和文・西文）を作成、人間開発部による確認の後提出する。併せて、ニカラグア事務所にもデータを送付する。

（１４）第 5 次現地業務（2025 年 7 月上旬～2025 年 8 月上旬）
① 現地業務開始時に、JICA ニカラグア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
② 実践ガイドブック普及のための全国セミナーを、C/P と共に開催する。
③ 今後、C/P が乳がんに関する活動を自律的に展開していくための展開計画の策定を支援する。必要に応じて追加情報を収集・提供し、実施体制整備、予

算、技術的観点より助言を行う。

④ 現地業務完了に際し、第5次現地業務結果報告書をJICAニカラグア事務所、C/P機関に提出し、報告する。

（１５）第5次整理業務（2025年8月上旬）

第5次現地業務の現地業務結果報告書（和文）をJICA人間開発部に提出し、報告する。

（１６）第6次準備業務（2025年10月下旬）

第6次現地業務にかかるワークプラン（和文・西文）を作成、人間開発部による確認の後提出する。併せて、ニカラグア事務所にもデータを送付する。

（１７）第6次現地業務（2025年11月上旬～12月上旬）

① 現地業務開始時に、JICAニカラグア事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② C/P と共に、実践ガイドブックの運用をモニタリングする仕組みを定める。併せて、ニカラグアでの乳がんにかかる支援方針案を検討し、必要に応じて関係者を集めた意見交換を実施し、今後の方針を確認及び提言する。

③ ニカラグア関係者、他ドナー等の関係者への活動成果の共有を目的として、案件終了時に報告会を開催する。

④ 第 6次現地業務結果報告書をJICAニカラグア事務所、C/Pへ提出し、報告する。

（１８）第6次整理業務（2026年1月上旬～2月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）をJICA人間開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務

の具体的内容（案）などを記載。

・和文・西文各 1 部（JICA 人間開発部、JICA ニカラグア事務所、C/P 機関）

（２）現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時の和文及び西文の提出部数は以下のとおり。

・和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA ニカラグア事務所へ各 1 部）

・西文 2 部（JICA ニカラグア事務所、C/P 機関へ各 1 部）

ただし、第 6 次現地業務結果報告書（和文）は（３）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 6 次現地業務結果報告書（西文）には、ニカラグアにおける保健医療及び乳がん対策に関する提言を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

（３）専門家業務完了報告書（和文 2 部）

2026 年 2 月 23 日(月)までに提出。

業務完了報告書（和文）を、JICA 人間開発部及びニカラグア事務所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成した実践ガイドブック及びその他研修教材については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月)」の「ＸＩ．業務実施契約（単独型)」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）　航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇔アトランタ⇔マナグアを標準とします。

（２）その他留意事項

１）ニカラグア国内における宿泊については、JICAが直接提供しますので、宿泊料については、計上しないでください。

10. 特記事項

（１）　業務日程／執務環境

①　現地業務日程

「７．業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「２．契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

②　現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③　便宜供与内容

ア）空 港 送 迎：第１次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ）宿 舎 手 配：第１次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ）車両借上げ：なし

エ）通 訳 傭 上：なし

オ）現地日程のアレンジ：第１次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ）執務スペースの提供：保健省内における執務スペース提供

（２）　参考資料

①本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・セルビア国　国家乳がん早期発見プログラム改善プロジェクト報告書
https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000042658

②　本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループから配付しますので、hmge1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

「全世界保健医療分野における技術協力と連携した無償資金協力戦略的活用のための情報収集・確認調査　現地調査報告書（ニカラグア）」

③　本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）　配付資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ニカラグア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

⑥保健医療分野における海外業務経験を有することが求められます。また、看護師もしくは保健師の経験、乳がんやその他乳腺疾患の診断・治療・予防に関する経験、プライマリ・ヘルス・ケアの企画策定に関する経験、公衆衛生学もしくは腫瘍学に関係する学位を有することが望ましいです。

以上